

## V 「労働」をめぐる協同組合のビジネス・エシックス

杉本 貴志

はじめに

- 1 協同組合の理論・思想・運動における「労働」
- 2 消費者主催の協同組合：忘れられた「労働」
- 3 21世紀型協同組合：コミュニティと「労働」への注目

はじめに

企業経営のなかで、ビジネス倫理や社会的責任経営（CSR）が占める地位が今日ほど高まっている時期はない。新聞紙上では連日のように、食品を中心とする商品表示の偽装や詐欺的な製造工程が報じられているけれども、これは社会に貢献するどころか、コンプライアンスさえ無視するような企業がまだまだ多数存在するという日本の企業社会の後進的状况を示すとともに、見方を変えれば、企業におけるこれまで闇に包まれていた不正が次々と明るみになるようになり、そのような不正に手を染めた企業が世間の厳しい糾弾にさらされるようになったという、日本社会における一種の“進歩”を示しているものだと言えなくもないだろう。

そのような状況のなかで、協同組合への注目と期待がしばしば語られる。目先の利潤のみを追求することにより不祥事が続発しているのであれば、非営利の協同組合に対して期待が高まるのは当然である。しかも協同組合は、ロッヂデールにしろ、日本の生協にしろ、「公正な商売」「安心・安全」をキャッチフレーズにしてきた歴史をもっている。

本稿は、そうした協同組合とビジネス・エシックスを主題とするものであるが、そこで問題とするのは、商品の安全性や公正な表示といった、これまで頻繁に語られてきたような意味での協同組合の事業における倫理ではない。そうではなく、協同組合が長く無視（とはいわないまでも棚上げ）してきた問題＝「労働」の問題を取り上げ、倫理的事業を展開しようという事業体がこれにいかに向かい合うべきかを考えようというのが本稿のテーマである。

昨今のCSR論議においては、企業が「労働」の問題にいかに対処するかということも、重要なテーマのひとつとなりつつある。「労働CSR」という語も、しばしば語られるようになってきた<sup>1)</sup>。倫理的な事業という点ではそれなりに誇るべき伝統をもっている協同組合においても、「労働」の問題は、20世紀以降ほとんど手がつけられてこなかった問題である。協同組合の原点に戻って、協同組合という非営利事業体はどのように「労働」を考えてきたかを振り返るとともに、内外の協同組合における現状を見て、その課題と可能性を考えてみたい。

## 1 協同組合の理論・思想・運動における「労働」

一般に協同組合運動の源は1844年創立のロッチデール公正先駆者組合（Rochdale Equitable Pioneers Society）であるとされる。全世界の協同組合が共通の基本方針とする「協同組合原則」が、公正先駆者組合のいわゆる「ロッチデール原則」を基礎とし、それを国際協同組合同盟が時代に即して改訂したものである<sup>2)</sup>ことを考えれば、そうした見方にもある程度根拠があるというべきであるが、“世界で最初に協同組合の店舗が設立されたのがロッチデールである”“ロッチデール公正先駆者組合こそ世界最古の組合である”などというのは、（協同組合関係者のあいだでさえ、よく見られる）完全な誤解である。

利潤目的ではなく、人々が協同して出資を寄せ合い、それをもとに自分達自身が利用する店を開き、それを自ら運営することを協同組合の運動であり店舗であるというのであれば、ロッチデール公正先駆者組合は、史上最初の協同組

合店舗ではない。その前史として、オウエン派初期協同組合運動と呼ばれる、決して小規模とはいえない、むしろ大々的な協同組合運動が存在する。1820年代から30年代にかけて、オウエン派によって、イングランド全土で250を超える協同組合の店が設立されたといわれているから、これを無視することはきわめておかしいことだと言えるだろう。前史である初期協同組合の性格を検討することを抜きにしては、ロッチデール公正先駆者組合がなぜ生まれたのかを正確に理解することもできないのである。

とくに本稿がテーマとする「労働」と協同組合の問題を考えると、初期協同組合運動のそもそもの目的と経緯を考察することはきわめて重要である。1820～30年代にイギリス全土で展開された協同組合運動は、一般にオウエン派の初期協同組合運動と呼ばれるけれども、そこにはロバート・オウエンの思想（「性格形成原理」を基礎とする協同主義の思想）に加えて、「労働」をめぐる当時の重要な思想潮流が明らかに影響している。すなわち、初期協同組合の理論的基礎であり、目標でもあった考え方として、われわれは「労働全収権 (the Right to the Whole Produce of Labour 全労働収益権)」の思想をあげることができるのである。

1820年代、自由競争の資本制経済体制と、そのバックボーンとなった古典派経済学に対して、それを批判する労働者の経済学が誕生した。トマス・ホジキン、ウィリアム・トムプソン、ジョン・グレイ、ジョン・フランシス・ブレイら、今日「リカードウ派社会主義」と呼ばれる人々による、「労働」の立場からの資本家批判の経済書が続々と刊行されたのである<sup>3)</sup>。その主張は一様ではなく、理論的にも思想的にもさまざまな差異を指摘することができるが、それにもかかわらず彼らがしばしばひとつのグループとして一括りに扱われるのは、そこに共通の主張が認められるからである。生産物の所有権は、それを産み出した労働者に本来帰属すべきである、とする「労働全収権」の考え方にもとづいて、彼らはさまざまな政治的・経済的主張を展開していた。そして、その一環として、協同組合運動に注目し、これに積極的に関わっていた人物もい

たのである。

たとえば、『富の分配』<sup>4)</sup>や『労働報酬論』<sup>5)</sup>等の著作をもつウィリアム・トムプソンは、初期協同組合運動において、理論と思想の上でも、また実際の運動上でも、オウエンと並んで指導的地位にあった。トムプソンの思想は、ひとことでは、労働全収権を競争経済のなかで個人的に確保あるいは奪還するのではなく、協同組合・協同体の設立によって社会全体を変革し、それを協同で取り戻そうという主張だと言えるだろう。同じく「リカードウ派社会主義者」に分類されるホジスキンの『労働擁護論』<sup>6)</sup>を批判して、トムプソンは、ホジスキンの個人主義的な労働全収権の主張は、実現不可能だし、望ましくもないという。

分業が進展した社会においては、ある労働者の労働が生産物のどれだけの部分を形づくっているのか、正確に示すことはできない。たとえば精神労働と肉体労働をどうやって比較考量すればよいのか、誰にも答えられないだろう。したがって、個人的に労働全収権を確保することは不可能だし、仮にそれが可能であったとしても、そうすることは望ましいことでもない。労働を投下した者にのみ労働生産物の享受が許されるのであれば、老人や障害者はそこから排除され、飢えるしかなくなる。それでもいいのか、とトムプソンは訴えるのである。

それでは、ホジスキンのように、原理的には「労働」の立場に立つトムプソンは「労働全収権」をどう論じるのか？彼は、個人では不可能なことを協同で成し遂げる道を選んだ。労働者ひとりひとりの労働量を計算して生産物の然るべき分量を個人に分け与えようとするのではなく、協同労働の生産物は皆が協同で受け取ろうというのである。オウエンの唱えるような協同のコミュニティを設立すれば、資本家個人の私有する生産設備において資本家の指示で働くのではなく、メンバーが協同で所有する生産設備において全員が協同で働くことが可能になる。その生産物は、もちろん協同体の構成員全員のものである。ここでは労働評価の問題も、社会的弱者の所有権の問題も発生しない。トムプソ

ンは、「私がつくったものは、私のものである」という、本来きわめて個人主義的な考え方であった労働全収権の思想を、「われわれがつくったものは、われわれのものである」という集团的、協同主義的な労働全収権思想に転換したのである。言い換えれば、彼によって、労働全収権思想と協同組合運動との合体が可能となったのだった<sup>7)</sup>。

しかも、初期協同組合運動に対して、トムプソンはある意味ではオウエンをも超える影響を及ぼしていた。オウエンやオウエン派の人々は、新大陸アメリカのニュー・ハーモニーを皮切りに、イギリス各地でも次々に協同コミュニティ建設の運動を試みたけれども、それには多額の資金が必要だった。楽観的な自信家のオウエンは、富裕層からの寄附に期待し、必要なのは自らの主張に対する理解を社会のなかで広めることだけだと考えていたが、トムプソンを含む多くの現実的なオウエン主義者たちは、そうした師の考え方には満足できなかった。それはあまりにも楽観的すぎるし、社会変革は富者の寄附よりも自助の努力によってなされるべきだといっているのである。そこで彼らが主張したのが、まずは自分達自身の店舗をつくることから始めて、資金を徐々に蓄積し、協同のコミュニティを一歩一歩つくりあげていこうという路線だった。

ロバート・オウエンとウィリアム・トムプソンは、協同社会の建設という目標を共に抱きながら、こうした戦術的な路線の違いにより、協同組合 kongress において論戦を繰り広げた。それはただ戦術の違いというだけではなく、両者の理論的・思想的基礎の差異によるものでもあったろう。環境が人のあり方を変えろという「性格形成原理」に拠って立つオウエンにとってみれば、社会全体を一気につくりかえる大規模協同体の建設こそが必要であり、小規模な店の開店など、あまり意味のあるものではない。逆に労働全収権を追求したトムプソンからすれば、富者の寄附による協同体建設ではなく、労働者の自助による運動を積み重ねてコミュニティをつくりあげていくことにこそ意義がある。そこで彼は協同組合店舗の建設を kongress で訴え、運動家達の支持を勝ち取ったのだった。1830年代、オウエン派の運動は、師オウエンではなく、トムプ

ソンの主張を採用し、自分達の店づくりをイギリス各地で展開した。

つまりこれが初期協同組合運動なのである<sup>8)</sup>。

協同組合の店、今日でいう生協は、そもそもは消費者の運動として始まったのではない。産業革命期に、競争社会のなかで虐げられた労働者達が、「労働」が尊重される協同の社会をつくりあげるために、そのための第一歩として始めたのが、労働者自身の店、協同組合店舗だったのである。

## 2 消費者主権の協同組合：忘れられた「労働」

しかし、この初期協同組合運動は長くは続かなかった。この時期につくられた協同組合店舗は全国で250店以上といわれるから、初期協同組合運動は相当な盛り上がりを見せた国民的大運動といってもいいものだろうが、ごくわずかな例外<sup>9)</sup>を除き、そうした店舗は1840年代までに消滅してしまったのである<sup>10)</sup>。

そのままでは、全世界で8億人が参加する<sup>11)</sup>という今日の協同組合運動は存在していなかったであろう。今日、各種協同組合が興隆を誇っているのは、1844年、イギリス産業革命の中心地マンチェスターの隣町ロッチデールで数十名の織物工らが協同組合の店をもう一度開いてみようとして立ち上がったことによる。1830年代にほとんどの協同組合店舗が失敗に終わり、協同組合に対する世間の関心がほとんどなくなっていたなかで、彼ら“先駆者たち”はあえてオウエン派の伝統に立ち返り、まず店から始めて徐々に協同の社会を建設していこうという事業をこの町で再び始めたのである<sup>12)</sup>。

1844年12月21日、土曜日の夕方に開店したトード・レーンの小さな店舗<sup>13)</sup>は、あまりにもみすばらしい様に当初は街の人々の嘲笑的であったとも伝えられているが、その後誰もが予想もしなかった大成功を収め、全世界にその理念と経営法を踏襲した協同組合が広がっていくことになる。その理念と経営法をまとめたものが、「ロッチデール原則」あるいは「協同組合原則」と今日呼ばれているものである。全世界のあらゆる協同組合のルーツがロッチデールにある

といわれるのは、そういう意味においてであって、その前史としてオウエンやトンプソンに指導された初期協同組合運動があったことを忘れてはならない。

事実、ロッチデールの先駆者たちの多くは、自分達の運動はオウエン派の理想を追求するものであることをはっきりと自覚し、組合の目標は協同を原理とするオウエン派流のコミュニティ（self-supported home colony）を建設することであることを綱領にはっきりと記している。そしてその精神に則り、初期のロッチデールでは、商品を生産する事業においても「労働」を尊重したシステムが採用されていた。典型的なのは、1854年創立のロッチデール協同製造組合（Rochdale Co-operative Manufacturing Society）で実施された労働者利潤分配制（profit sharing）である。

ロッチデール公正先駆者組合は、規模の発展に伴い、小売事業のみならず、製粉や商品の製造にも進出していったが、そのうちのひとつ、織物・紡績を営む協同製造組合においては、そこで生じた利益を労働者間で分配するボーナス（bonus）制度＝労働者利潤分配制が採られていた。労働者の働きがあるからこそ剰余が生まれたのであり、それは当然労働者に還元されるべきだとする考えに基づいていたのである。

しかし組合の発展・拡大とは、事業と運動に先駆者組合本来の精神に疎い一般の人々を多数呼び込むということでもある。「労働」が正当に報われることをめざした人々からすれば、当然の選択であった労働者利潤分配制も、新参の出資者達からすれば、不当に高い賃金を工場の労働者に与える無駄な出費でしかない。1862年のある晩に開催された会議で、彼らは多数決によって、ついにこの利潤分配制を廃止してしまったが、労働者への利潤分配こそ真の協同の精神を体現するものだと高く評価していたホリヨークは、この夜を「反逆の夜」と呼んでいる<sup>14)</sup>。

ロッチデールでは、1869年に設立された別の生産組合（Rochdale Industrial Card-making Society）においても利潤分配制が採られていたから、この時期、協同の世の中をめざす運動と事業において、労働者利潤分配制を推進する勢力



と、それを拒否する人々との対立状況が続いていたと見ることができるだろう。そしてそれはロッチデールに限った話ではない。

19世紀末のイギリス協同組合運動は、いったい協同組合はその労働者にどう向かい合うべきなのか、より具体的には、協同組合の剰余ははたして組合員だけのものなのか、それとも組合労働者も当然その分配に与るべきなのか、という激しい議論の嵐にさらされた。労働者への利潤分配をめぐる、協同組合運動内部の世論がはっきりと2つに分かれたのである。

協同組合において利潤分配を推し進めようという勢力の中心は、協同組合運動のスポンサー役を務め、ロッチデールの先駆者たちを世界中に紹介したジョージ・ジェイコブ・ホリヨークや、ロッチデール製造組合の規約起草にも携わったエドワード・ヴァンシタート・ニールほかのキリスト教社会主義者達であった<sup>15)</sup>。理念的な側面から協同組合運動に接近した彼らは、協同組合本来の精神は「労働」が主役となる協同の社会をつくりあげることだと説き、現実を展開している協同組合にも、利潤分配の採用と、世の中へのその普及・宣伝をもとめたのである。無神論と宗教批判の思想家ホリヨークと、キリスト教社会主義者とは、多くの点で水と油のような関係にあるが、資本家と労働者との階級対立が支配する社会に代わるコ・パートナーシップの経済社会をつくりあげることが目標とする点では、彼らは同じ地平に立っていた。ロンドンを活動の主な拠点とする彼らは、協同組合運動において「南部派」と呼ばれる。

一方、マンチェスターなどイングランド北部を中心に、協同組合を実際に運営する人々は、協同組合店舗をさらに拡大し、事業を展開するなかで、労働者への利潤分配ではなく、消費者組合員への一層の利益還元を図ることが協同組合事業の使命だと考えるようになっていた。ロッチデール公正先駆者組合成功の最大の要因は、利用高に応じた割戻制度だといわれる。組合を利用すればするほど、自動的に自分の口座に割戻金（“divi”）が積み立てられていくこのシステムが、消費者組合員の爆発的拡大と協同組合運動の大発展をもたらしたのであり、その波に乗った彼ら「北部派」の協同組合人達は、協同組合の剰余金



はあくまで組合員＝消費者に還元されるべきだと説き、利潤分配派と対立したのである。

そしてこの「南」と「北」の対立は、国際協同組合運動にまで持ち込まれることとなる。そもそも国際協同組合同盟（ICA）は、労働者利潤分配制の推進者達が、自分達の運動を世界中に広める意図を持って設立した組織であるという側面が強い<sup>16)</sup>。草創期のICAには個人会員制度が存在したから、協同組合運動の理念的な指導者たちが、各国の協同組合代表と並んで、自らの個人的な信念を国際的に訴えることが可能だったのである。

しかしイギリス協同組合運動においても、また国際協同組合同盟においても、結局のところ利潤分配派は勝利を収めることができなかった。協同組合は競争社会のなかで労働者利潤分配制やコ・パートナーシップを推進することにより、競争経済に代わる協同の経済社会をつくりあげることを追求すべきだというオウエン派の伝統を受け継ぐ理想主義的な主張は、どちらにおいても退けられたのである。

イギリスでは、ウェップ夫人（ビアトリス・ポッター）による理論的支援<sup>17)</sup>も受けて、協同組合はあくまで消費者組合員のものであるとして、消費者運動としての協同組合運動が強力に展開される。そして小売業のなかで圧倒的なシェアを獲得するに至ったコープは、戦時の非常態勢や独占によるメーカーの不当な値上げを阻止するなど、圧倒的な力をもつ消費者勢力として数々の成果を獲得する。第1次大戦中に政治的中立の原則を放棄することで国会にも進出した協同組合勢力は、女性や子供の問題を初めとする社会問題の解決にも乗り出している。20世紀の協同組合運動は、強力な事業を展開することにより、消費者の地位向上に大いに貢献したのである。生協の存在がなければ、消費者主権の世の中が生まれるのはもっともっと困難であったに違いない。

しかしその反面、そこでいつのまにか棚上げとされてしまった問題がある。協同組合で働く労働者を、協同組合はどう位置づけるべきかという問題である。利潤分配をめぐる論争が協同組合の世界から消えて以降、協同組合のなか

で「労働」の問題が公式に取り上げられることはなくなってしまった。イギリスでも日本でも、生活協同組合は消費者である組合員の組織であり、その使命は組合員に貢献することだということは繰り返し強調されてきた。しかし労使交渉の場でもない限り、生協で働く労働者は協同組合の本質とどう関わるのかという問題が公式に問われることはほとんどなかったのである。

1966年に改訂された協同組合原則<sup>18)</sup>のなかでも、組合で働く労働者は、せいぜいが協同組合についての教育を行う対象として存在するに過ぎない。協同組合の世界でも、豊かな消費社会を追い求めるなかで、「労働」に対する注目が19世紀に比べて劇的に低下したのが20世紀だったといえるだろう。

### 3 21世紀型協同組合：コミュニティと「労働」への注目

協同組合運動のなかで、再び「労働」の問題が脚光を浴びたのは、1980年のことである。この年、ICAモスクワ大会でいわゆる『レイドロー報告』（『西暦2000年の協同組合』）<sup>19)</sup>が発表され、それまで組合員組織であることをにこだわり、それを誇り、強調し、もっぱら組合員にだけ目を向けていた協同組合陣営は、あらたに「コミュニティ」と「労働」に目を向けることを促された。レイドロー博士は、20世紀の協同組合運動と消費者主権の世の中を振り返った上で、21世紀の協同組合運動のあるべき姿を展望した。そしてそれまで協同組合陣営内部でもほとんど知られることのなかったスペインのモンドラゴン協同組合複合体を紹介して、世界の協同組合はこうした労働者協同組合（生産協同組合）や協同組合地域社会建設の試みから多くのことを学ぶべきだと主張したのである。それは、協同組合はオウエンやロッチデールの伝統にもう一度立ち返るべきだという提言だともいえるだろう。

『レイドロー報告』の衝撃はとくに日本において大きかった<sup>20)</sup>といわれるが、国際協同組合同盟が1995年に定めた協同組合原則（現行の協同組合原則）、とくにあらたに追加された「コミュニティへの責任」の原則も、『レイドロー報告』

の影響によるものであろう。この原則によって、すべての協同組合に対して、組合員だけでなく社会全体に対して責任をもった運営をすること、言い換えれば、組合員というステークホルダーだけでなく他のさまざまなステークホルダーにも配慮すること、がもためられることとなったのである。

「協同組合は、組合員により承認された政策を通じて、コミュニティの持続的発展のために活動する」と謳う第7原則に込めようと、いま全世界の協同組合が環境保護、地域振興、貧困層対策等々さまざまな事業・活動を展開しているが、そのなかには当然「労働」に関わる取り組みも含まれている。

たとえば、スイスやイギリス、日本など先進諸国の消費生活協同組合は、消費者の利益を追求するだけでなく、先進国における消費者組織としての社会的責任を果たそうと、児童を含む第三世界の人々の「労働」に目を向け始めた。これらの諸国の生協組織は、フェアトレードや民衆交易などと呼ばれる事業・運動において、それぞれの国を代表する事業体となっているのである。協同組合運動の母国イギリスのコープは、20世紀の消費生活協同組合がめざした“より良いものをより安く”という段階を一步超えて、社会的責任を直視し、倫理的な事業展開を特徴とする生協へと脱皮している<sup>21)</sup>。

国際条約に基づかず、民間団体が独自に定めた「労働CSR」の基準を振りかざして企業の倫理を問うことには、さまざまな問題点も指摘されている<sup>22)</sup>し、とくにヨーロッパ型（認証ラベル型）のフェアトレードに対しては、それが第三世界の真の自立に本当に資するものなのか、疑問もある<sup>23)</sup>。しかしそれでも、多くの協同組合が21世紀の社会的責任経営を追求しようという姿勢を示していることは素直に評価すべきであろう。

ところが、それでもなお、協同組合の世界でほとんど手つかずのまま残されているのが、その協同組合で働く労働者の問題である。遠く第三世界の生産者の「労働」にどう報いるかを熱心に議論する協同組合でも、自分のお膝元の労働者にはなぜか目が向けられていない。

いまや先進国のなかで比較しても「格差社会」の様相が色濃くなってしまっ

た日本において、これからの「労働」のあり方をどう考えるのかは最大の問題のひとつであろう。非営利を標榜する協同組合がこの問題にどう答えるのかは、一般社会からも期待の目で見られているのではないかと思われるが、いまのところ生活協同組合陣営のなかに、正面からこの問題と格闘しようという大きな流れがあるようには見えないのである。それどころか、若年層を中心として労働の“多様化”が進むなかで、他の流通業者と同じく生協も、さしたる議論も経ずにいつのまにか、そうした非正規雇用の労働形態を積極的に取り入れ、“組合員のために”という大義名分を掲げてコストダウンに努めているというのが実情である<sup>24)</sup>。

われわれは、19世紀末から20世紀初めにかけてのイギリス協同組合における「南部派」と「北部派」の攻防の局面に、あるいは国際協同組合同盟における利潤分配派と反対派の論争の場面に、今もう一度戻って来たのである。20世紀の協同組合においては、消費者の一方的な勝利が宣告された。はたして21世紀は、どうなのだろうか。

## 注 記

- 1) 寺崎 2005、稲上 2007、吾郷 2007。
- 2) 1937年に国際協同組合同盟 (International Co-operative Alliance) によって定式化された「ロッチデール原則」は、(1) open membership (開かれた組合員制)、(2) democratic control, one man one vote (民主的管理、1人1票)、(3) dividend on purchase (利用高に応じた割り戻し)、(4) limited interest on capital (出資に対する利子の制限)、(5) political and religious neutrality (政治的、宗教的中立)、(6) cash trading (現金取引)、(7) promotion of education (教育の促進) の7つであり、その後原則は「協同組合原則」と名前を変えて2度改訂されている。現在の原則は、1995年に定められた7つの原則、すなわち(1) voluntary and open membership (自発的で開かれた組合員制)、(2) democratic member control (組合員による民主的管理)、(3) member economic participation (組合員の経済的参加)、(4) autonomy and independence (自治と独立)、(5) education, training and information (教育、訓練、情報提供)、(6) co-operation among co-operatives (協同組合間協同)、(7) concern for community (コミュニティへの責任) である。
- 3) 「リカードウ派社会主義」の研究については、杉本 1993を参照。

- 4) Thompson 1824.
- 5) Thompson 1827.
- 6) Hodgskin 1825.
- 7) 杉本 1992参照。
- 8) オウエン派初期協同組合運動の研究としては、Cole 1944, Chapter 2、中川 2001などがある。
- 9) たとえば、ウェスト・ヨークシャーのハリファックス近くにある Ripponden Co-operative Society は、ロッチデール公正先駆者組合創立の10年以上前、1832年に創立され、世紀を超えて第2次大戦後まで存続した注目すべき例外である。Priestley 1932を参照。
- 10) それらは貧しい労働者による、貧しい労働者相手の店であったから、当時の商習慣であった、“ツケ買い”を容認していた。現金をもたない労働者に対しても、協同組合は物品を売ったのである。初期協同組合の失敗の大きな要因は、こうした負債を結局は回収できなかったことにもとめられる。それは貧しい者達による自助の事業のむずかしさを典型的に示すものであり、この教訓がのちにロッチデールにおいて「現金販売厳守の原則」として生かされることになる。
- 11) 国際協同組合同盟傘下組合の組合員数の合計。
- 12) このロッチデールにおいても、1830年代にすでに協同組合の店舗がつくられ、他の店と同じく失敗を経験していた。”先駆者”のなかにも、その苦い経験をもつものがいたのである。
- 13) トード・レーン (Toad Lane. この名称は Third Lane のランカシャー訛であるという) は当時ロッチデールのメイン・ストリートともいべき大きな街路であったが、再開発事業により今日ではその大部分が消滅している。しかし、ごくわずかに残された10メートルばかりのなかに、この建物は現存し、当時の店の構造が復元され、博物館として当時の様子とその後の協同組合運動の発展を全世界からの見学者に伝えている。
- 14) Holyoake 1907, Chapter XVIII.
- 15) ホリヨークについては杉本 1994を、ニールの協同組合論については中川 2003を参照。
- 16) Nakagawa 1992を参照。
- 17) 杉本 1995を参照。
- 18) 1966年の6つの原則は、開かれた組合員制、民主主義、出資利子制限、剰余金の配分、教育の重視、協同組合間協同と要約することができるが、協同組合の従業員については唯一、第5原則（教育重視の原則）において、「全ての協同組合は、その組合員、役員、従業員、そして世間一般に対して、経済的側面と民主的な側面の両方に関する協同組合の原則と手法についての教育を提供しなければならない。」と定めている。

- 19) Laidlaw 1980.
- 20) 日本国内では『レイドロー報告』の翻訳が複数種つくられ、各種協同組合組織において報告書の学習会が組織されるとともに、モンドラゴンを視察・見学する実践家や研究者のツアーがその後毎年のように編成されている。日本の協同組合研究の中心である日本協同組合学会も、この報告がひとつの契機となって結成されたと言い得るであろう。
- 21) 杉本 2006、杉本 2007a、杉本 2007bを参照。
- 22) 吾郷 2007を参照。
- 23) 日本の民衆交易（フェアトレード）に携わる活動家からは、ヨーロッパ型の認証ラベルを用いた大々的なフェアトレード事業は、途上国の先進国への依存状態をかえって固定化するものではないかといった批判が常に寄せられている。
- 24) 現在のところ、生活協同組合における非正規雇用がどのような実態となっているのか、本格的な調査はほとんど行われていないが、くらしと協同の研究所の所報『協う』101号（2007年6月）は関西地区のある生協を取材し、生協で働くアルバイト労働者、派遣労働者、委託労働者の実態をレポートしている。この生協の職員構成は、正規職員34%、パート職員30%、アルバイト職員20%、委託社員9%、派遣社員7%となっており、人材派遣会社から派遣された社員が組合員と直接接するコールセンターの仕事を、生協から委託された物流会社の社員が組合員に商品を配送する仕事を、それぞれ担っている。

### 参考文献

- Cole, G. D. H. 1944. *A Century of Co-operation*. Manchester : Co-operative Union. (中央協同組合学園コール研究会訳『協同組合運動の一世紀』家の光協会、1975)
- Hodgskin, Thomas 1825. *Labour Defended against the Claims of Capital; Or the Unproductiveness of Capital proved with Reference to the Present Combinations amongst Journeymen, by a Labourer*. London. (安藤悦子訳「労働擁護論」『イギリスの近代経済思想』世界思想教養全集5、河出書房新社、1964)
- Holyoake, George Jacob 1907. *Self-help by the People : the History of the Rochdale Pioneers*. 10th ed. London : Swan Sonnenschein. (協同組合経営研究所訳『ロッチデールの先駆者たち』協同組合経営研究所、1968)
- Laidlaw, Alexander Fraser 1980. *Co-operatives in the Year 2000*. London : International Co-operative Alliance. (日本協同組合学会訳『西暦2000年における協同組合 [レイドロー報告]』日本経済評論社、1989)
- Nakagawa, Yuichiro 1992. The Co-operative Identity Sought for by the First ICA Congress. *Bulletin of the Institute of Social Sciences, Meiji University*, 15-2.

- Priestley, John H. 1932. *The History of the Ripponden Co-operative Society Limited : founded November 10th, 1832*. Halifax : F. Kings and Sons.
- Thompson, William 1824. *An Inquiry into the Principles of the Distribution of Wealth Most Conducive to Human Happiness; applied to the Newly Proposed System of Voluntary Equality of Wealth*. London.
- Thompson, William 1827. *Labour Rewarded; The Claims of Labour and Capital Conciliated or How to Secure Labour the Whole Product of Its Exertion. by One of the Idle Classes*. London.
- 吾郷眞一, 2007. 『労働 CSR 入門』講談社現代新書.
- 稲上毅・連合総合生活開発研究所編, 2007. 『労働 CSR - 労使コミュニケーションの現状と課題』エヌティティ出版.
- 杉本貴志, 1992. オウエン主義と所有論、『ロバート・オウエン協会年報』XVI.
- 杉本貴志, 1993. 『リカードウ派社会主義』と協同組合思想史研究 - 研究史的展望、『協同組合研究』(日本協同組合学会) 13巻 1号.
- 杉本貴志, 1994. G. J. ホリヨークにおける経済・宗教・教育 - コミュニティ建設から協同組合運動へ、『生活協同組合研究』(生協総合研究所) 221号.
- 杉本貴志, 1995. ロッチデール150年 - 協同組合思想史における「労働」の問題、『社会思想史研究 - 社会思想史学会年報』(社会思想史学会) 19号.
- 杉本貴志, 2006. 事業から見るイギリス流通業の社会的責任経営 - コープ陣営を中心にして、『ビジネスエシックスの諸相と課題』(関西大学経済・政治研究所研究双書第142冊) 関西大学経済・政治研究所.
- 杉本貴志, 2007a. ステークホルダー・レポートから見るイギリス協同組合運動の現在 - ユナイテッド・コープを中心に、『協同組合経営研究誌 にじ』(協同組合経営研究所) 617号.
- 杉本貴志, 2007b. イギリスにおける生活協同組合の再興 - 地域と組合員に貢献する事業体への模索と挑戦、『協同組合論の今日的解釈と将来への展望 - 「生協・漁協・森組・海外協同組合を中心とする研究会」中間報告 - 』全国農業協同組合中央会教育部.
- 寺崎文勝, 2005. 『わかりやすいCSR経営入門 - 労働 CSR 対応』同文館出版.
- 中川雄一郎, 2001. 労働者協同組合物語第3回: コミュニティ実験とオウエン主義協同組合運動、『協同の発見』(協同総合研究所) 105号.
- 中川雄一郎, 2003. 労働者協同組合物語第10回: E.V. ニールの労働者生産協同組合論と消費者協同組合論、『協同の発見』(協同総合研究所) 133号.



